

学校法人グロービス経営大学院 法人利用規約

【趣旨】

本規約は、利用者が人材育成の一環として、株式会社グロービスを通じて学校法人グロービス経営大学院へ、従業員及び役員等を派遣利用する際に遵守すべき事項を定めたものです。(学校法人グロービス経営大学院は、株式会社グロービスに学生募集を業務委託しています。)

【用語の定義】

利用者とは、学校法人グロービス経営大学院の提供する大学院へ、従業員及び役員等を派遣する団体等をいいます。

【位置づけ、適用】

- 1、本規約は、学校法人グロービス経営大学院利用に関する基本的事項を定めたものであり、個別の申込のすべてに適用されるものとします。ただし、利用者と学校法人グロービス経営大学院が、個別の契約において本規約の一部の適用を排除し、または本規約と異なる事項を定めたときは、本規約の定めにかかわらず当該個別の定めを優先して適用します。
- 2、グロービス経営大学院単科の申込に関わる受講契約は、利用者と学校法人グロービス経営大学院との間で成立するものとします。なお、学校法人グロービス経営大学院は、その業務の一部を株式会社グロービスに委託するものとします。
- 3、グロービス経営大学院本科の申込に関わる受講契約は、受験者または受講生本人とグロービス経営大学院の間で成立するものとします。
- 4、利用者は、受講生に対しその監督者として、別に定める受講規約を遵守させるとともに、自らも遵守する義務を負うものとします。

【支払義務】

- 1、利用者が入学金及び受講料の支払義務を負担する場合、利用者は、学校法人グロービス経営大学院または代金回収を業務委託している株式会社グロービスに対して、入学金及び受講料を支払うものとします。
- 2、受講生が入学金及び受講料の支払義務を負担する場合、受講生は、学校法人グロービス経営大学院または代金回収を業務委託している株式会社グロービスに対して、入学金及び受講料を支払うものとします。但し、利用者は、連帯してこの債務を負担するものとします。
- 3、受講料のお支払いは、申込後に学校法人グロービス経営大学院または代金回収を業務委託している株式会社グロービスが発行する請求書記載のお支払期日までに着金するようお願いください。なお、支払期日を過ぎた場合、延滞利息（年利 12%）をいただくことがあります。

【機密情報の守秘】

- 1、学校法人グロービス経営大学院は、当該申込にあたって利用者より提供を受け、または知り得た資料及び情報について、第三者に開示・漏洩してはならないものとします。また、学校法人グ

ロービス経営大学院は契約終了後も利用者の事前の書面による承諾を得ない限り、その秘密を保持しなければならないものとします。

2、前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り次の各号のいずれか一つに該当する情報は機密情報として扱わないものとします。

(1) 利用者からの開示前に学校法人グロービス経営大学院が既に保有していた情報

(2) 開示の前後を問わず、学校法人グロービス経営大学院が第三者から正当に入手した情報

(3) 開示の前後を問わず、学校法人グロービス経営大学院の責によらないで公知となった情報

3、学校法人グロービス経営大学院は、本条の規定する守秘義務を学校法人グロービス経営大学院が派遣する講師にも課すものとします。

4、本条の規定に違反して学校法人グロービス経営大学院または学校法人グロービス経営大学院が派遣する講師が利用者の事業に損害を与えた場合は、学校法人グロービス経営大学院の費用と責任において当該損害を賠償するものとします。

【個人情報保護】

1、本契約において個人情報とは、利用者に所属する個人（受講生・受験者など）に関する情報であり、利用者に所属する個人が本サービスの利用申込時もしくは利用時に学校法人グロービス経営大学院に蓄積された、氏名、電子メールアドレスの情報等、当該個人を識別できるものをいう。

2、利用者より預託された個人情報を学校法人グロービス経営大学院が取り扱うにあたっての利用目的、共同利用の範囲、安全管理、開示・訂正・利用停止等については、学校法人グロービス経営大学院が別途定めるプライバシー・ポリシーに準ずる。（<http://www.globis.co.jp/privacy/>）

3、学校法人グロービス経営大学院は、事前に書面による利用者の同意を得ないで、預託された個人情報を第三者に開示及び漏洩してはならない。但し、本件業務遂行に必要な範囲で業務の一部を第三者（以下「再委託先」という）に委託することができる。その場合、学校法人グロービス経営大学院は本条に定めるものと同等の義務を再委託先に課した上で、学校法人グロービス経営大学院の責任において再委託先に対し個人情報を開示することができる。この場合、学校法人グロービス経営大学院は再委託先との間で個人情報に関して本契約に準じる契約を締結するものとする。

4、学校法人グロービス経営大学院又は再委託先が本条の規定に違反し、預託された個人情報が漏洩され、利用者又は第三者に損害が発生した場合は、学校法人グロービス経営大学院は利用者又は第三者に対してその損害を賠償する責を負う。

【知的財産保護】

1、利用者は、当該申込に使用する目的で学校法人グロービス経営大学院より提供を受けた著作物等の知的財産について当該申込のみに使用を許諾されるものとし、学校法人グロービス経営大学院による事前の書面の許諾を得ることなく、他の目的で使用、複製、転写、または頒布することはできないものとします。

2、利用者が、前各項の規定に違反して学校法人グロービス経営大学院に損害を与えた場合は、利用者の費用と責任において当該損害を賠償するものとします。

【反社会的勢力の排除】

1、利用者及び学校法人グロービス経営大学院は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

(1) 取引開始前または取引継続期間内において、自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと

(2) 取引開始前または取引継続期間内において、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）または社員が反社会的勢力ではないこと

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、個別契約を締結するものでないこと

(4) 取引継続期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2、利用者又は学校法人グロービス経営大学院の一方について、当該申込の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、当該申込を解除することができます。

ア 前項（1）又は（2）の確約に反することが判明した場合

イ 前項（3）の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項（4）の確約に反する行為をした場合

3、学校法人グロービス経営大学院が前項の規定により当該申込を解除したときは、学校法人グロービス経営大学院は、利用者に対して、約定請求額に相当する金額（既に約定請求額の一部を受領している場合は、その額を除いた額。なお、個別業務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を除きます。）を違約金として請求することができます。

【存続規定】

本規約の【機密情報の守秘】【個人情報保護】【知的財産保護】の各項目は、サービス利用終了後も有効に存続するものとします。

【法人利用登録の無効】

最終申込期より5年間利用がない場合、法人申込IDを無効とする場合があります。

【合意管轄裁判所】

本規約および当該申込に関して利用者と学校法人グロービス経営大学院の間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的な管轄裁判所とします。

【規約の変更】

本規約の内容は予告無く変更されることがあり、変更された場合はその時点で新規約が適用されることとします。